浦安市

要介護認定者向け

災害時個別避難計画書の作成ガイド

～「浦安市水害ハザードマップ」や「防災の手引き」とあわせてご覧ください～

1　個別避難計画とは

災害が起きた時にスムーズに避難できるように、あらかじめ「避難先」「避難経路」「避難の支援をしてくれる方」などを記入し、関係者で共有するものです。

2　作成する趣旨

一人一人が平常時から災害のことを考え、備える力を高めること、そして災害時には地域のみんなで助け合い、みんなが助かる体制を作ることが目的です。

3　作成対象者

・要介護 3 から要介護 5 までに該当する方。
・要介護 1 又は要介護 2 に該当する者の中で個別避難計画の作成を希望する方。
・ケアマネジャーの方が個別避難計画の作成を必要と思われる方。

4　個別避難計画作成の流れ

① 個別避難計画（案）の作成

ご本人・ご家族が支援をしてくれる方と協力して記入します。

② 地域調整会議（避難訓練）

ご本人・ご家族・**避難の支援をしてくれる方**（近隣住民、親戚、知人など）がいれば、災害時を想定し話し合いをします。可能な限り避難訓練も行ったほうが実効性のある内容に近づきます。

③ 計画書の完成

話し合った結果や気づいたことを計画書に書き込み完成です。

④ 計画書・同意書の提出

ご本人・ご家族に確認していただき市に提出します。必要な情報を避難の支援をしてくれる方と共有します。その後も必要に応じて更新します。

浦安市

要介護認定者向け

５　避難の支援をしてくれる方の確認（避難支援実施者）

自治会の自主防災組織や近隣住民、親族、知人などにお願いしましょう。
ご本人・ご家族は日頃から地域の方とあいさつを交わしたり、地域の活動に参加するなど交流を深めましょう。そして災害が起きたら何が困るのかを考え、支援してほしいことを伝えておきましょう。

■実際の支援の例（あらかじめ確認しておいたほうがよいこと）

・行政からの避難情報の伝達（身振りや筆談、声のかけ方などの伝え方）
・一緒に避難する（何人必要か　屋外では車いすが必要か　避難用具の使い方）
・在宅避難生活上での安否確認（必要物資の在庫　健康状態）
・携帯品の持ち出し（処方薬、補聴器などの有無）

６　支援を受けられないこともあります

発災時は、支援をする方も被災者です。
災害の時は被災の状況により、支援を受けられないこともあります。
公的機関や避難支援者の助けを待つだけなく、まずは身の安全の確保に努めてください。

７　日頃の備え

「浦安市水害ハザードマップ」や「防災のてびき」を参考に、お住まいの災害リスクを把握し、被害をできるだけ少なくするように備えましょう。

■実際の備えの例

・在宅避難に必要なものを確認し、備蓄する
・家具の固定や物が落下しないようにする
・ガラスの飛散防止フィルムを貼る　　など

８　避難先

避難所に行くことだけが避難ではありません。「避難」とは「難」を「避」けること。
自宅や知人、親せき宅も含め、安全が確保できる場合は「在宅避難」も選択肢の一つです。

９　個人情報の外部提供に同意しましょう

地域の避難支援関係者に名簿を提供するにはご本人の同意が必要です。
また、作成した個別避難計画を避難支援実施者以外の関係者で共有することも、
ご本人の同意が必要です。
災害が起こった時に助け合いをスムーズにするためですのでご協力をお願いします。

１０　問い合わせ・計画書の提出先

〇提出先　　浦安市役所　介護保険課
　電話番号　　047-712-6406